

令和6年6月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 7件	
1	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 災害応急作業等手当の支給について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 職員が異常な自然現象により重大な災害が発生した現場等で行う巡回監視等の作業に従事した場合は、災害応急作業等手当を支給する。</p> <p>○施行期日等 公布の日から。令和5年7月14日から適用する。</p>
2	秋田市市税条例の一部を改正する件 ・地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）：令和6年3月30日公布、一部を除き令和6年4月1日施行	<p>○改正理由 地方税法の一部改正（令和6年法律第4号）等に伴い、固定資産税の課税標準の特例に係る条例で定める割合等について改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例について見直しを行う。 2 滞在快適性等向上施設等に係る固定資産税の課税標準の特例を定める。 3 区分所有に係る認定長期優良住宅の管理者等から必要書類が提出された場合は、固定資産税の減額の規定の特例を適用することができることとする。 4 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 公布の日から。ただし、4の一部は令和7年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

<p>3 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）：令和6年4月24日公布、一部を除き公布の日施行</p>	<p>○改正理由 生活保護法の一部改正（令和6年法律第21号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>4 秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）：令和6年3月29日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正（令和6年厚生労働省令第61号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>5 秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）：令和6年3月29日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 介護保険法施行規則の一部改正（令和6年厚生労働省令第61号）に伴い、地域包括支援センター（以下「センター」という。）における人員に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができることとする。 2 地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターの担当区域を1の区域として職員を配置することにより、各センターが当該担当区域の職員の配置基準を満たすこととする。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日</p>

<p>6 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）：令和6年3月13日公布、令和6年4月1日施行 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府・文部科学省令第1号）：令和6年3月13日公布、令和6年4月1日施行 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和6年内閣府・文部科学省告示第1号）：令和6年3月13日公布、令和6年4月1日適用 	<p>公布の日から</p> <p>○改正理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和6年内閣府令第18号）等に伴い、保育所等における職員の配置基準を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例について、保育所等に置く保育士等の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児等おおむね20人につき1人以上からおおむね15人につき1人以上とし、満4歳以上の幼児等おおむね30人につき1人以上からおおむね25人につき1人以上とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 (2) 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例 (3) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例 (4) 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例 <p>○施行期日等 公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>7 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による非常災害に係る一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の設置等の特例の適用に関する手続を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の設置等の特例に関する生活環境影響調査報告書（以下「報告書」という。）の公衆への縦覧の対象となる施設は、焼却施設等とする。 2 報告書の公衆への縦覧を行おうとする場合は、あらかじめ縦覧の場所等を告示

すること等とする。

3 報告書の公衆への縦覧の期間は、告示の日から1月以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間とすること等とする。

4 施設の設置等に関する利害関係者による意見書の提出期間は、縦覧期間の満了日の翌日から2週間以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間を経過する日までとすること等とする。

5 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による施設の設置等が他の市町村の区域におけるものである場合等は、当該他の市町村の長と協議することとする。

6 その他規定を整備する。

○施行期日

公布の日から

「単行案」 14件

8 秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
・地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）：令和6年3月30日公布、一部を除き令和6年4月1日施行

○地方税法の一部改正（令和6年法律第4号）に伴い、秋田市市税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決処分年月日 令和6年3月30日

○改正要旨

1 令和6年度分の個人の市民税に限り、令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者の所得割の額から控除すること等とした。

2 令和7年度分の個人の市民税に限り、令和7年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者（同一生計配偶者を有するものに限る。）の所得割の額から控除することとした。

3 宅地等に係る現行の負担調整措置を令和6年度から令和8年度までの固定資産税について引き続き適用することとした。

4 その他規定を整備した。

	<p>※専決処分した理由</p> <p>地方税法の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>9 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(令和6年総務省令第35号)：令和6年3月30日公布、令和6年4月1日施行</p>	<p>○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正(令和6年総務省令第35号)に伴い、秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 令和6年3月30日</p> <p>○改正要旨</p> <p>固定資産税の課税免除の対象となる事業設備等の取得期限を令和9年3月31日まで延長した。</p> <p>※専決処分した理由</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>10 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)：令和6年3月30日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○地方税法施行令の一部改正(令和6年政令第136号)に伴い、秋田市国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 令和6年3月30日</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げた。</p> <p>現行 22万円→改正後 24万円</p> <p>2 国民健康保険税の減額の対象となる総所得金額等の基準額を改めた。</p>

11	令和6年度秋田市一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について承認を求める件	<p>※専決処分した理由 地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p> <p>○豪雨災害に係る応急復旧に要する経費を補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分年月日 令和6年4月11日 ・補正額 79,200千円 ・補正後の一般会計予算額 144,069,200千円
12	市道路線を廃止する件	<p>※専決処分した理由 令和5年7月14日からの豪雨により発生した、山手台地区における法面の地すべり災害の応急復旧に係る経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p> <p>○一般国道13号河辺拡幅事業により、拡幅区域内に含まれたため、市道路線を廃止しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止路線 1路線 延長101.30m <p>※提出根拠法：道路法第10条第3項</p>
13	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 3路線 延長1,127.60m ・認定後の市道路線延長 約2,028.9km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
14	旧秋田市文化会館解体工事請負契約を締結する件	<p>○旧秋田市文化会館解体工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市山王七丁目3番1号ほか ・契約金額 924,000,000円 ・契約先 林・藤重・中山建設工事共同企業体

		<ul style="list-style-type: none"> ・工 期 令和8年5月29日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 本 体 S R C造地上5階地下1階塔屋2階 約14,284㎡ 駐輪場 S造地上1階 約62㎡ 休憩所 S造地上1階 約12㎡ <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
15	リサイクルプラザ受入供給設備等改修工事請負契約を締結する件	<p>○リサイクルプラザ受入供給設備等改修工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内 ・契約金額 539,000,000円 ・契 約 先 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 東北支店 ・工 期 令和9年3月26日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 機械設備工事 電気・計装設備工事 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
16	背面ロッカーほかを買い入れる件	<p>○背面ロッカーほかを買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新屋栗田町24番1号 秋田市立日新小学校 ・契約金額 38,712,960円 ・契 約 先 株式会社イシカワ ・納 期 令和7年3月31日まで ・概 要 <ul style="list-style-type: none"> 背面ロッカー 159台 オープン棚（キャスター付き） 54台 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
17	厨房機器を買い入れる件	<p>○厨房機器を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新屋栗田町24番1号 秋田市立日新小学校1階給食棟 ・契約金額 64,790,000円 ・契 約 先 株式会社中西製作所 秋田営

		<p style="text-align: center;">業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納 期 令和7年3月31日まで ・概 要 ガス煮炊釜ほか 43件 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
18	小型動力ポンプ積載車を買い入れる件	<p>○小型動力ポンプ積載車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 ・契約金額 22,044,000円 ・契 約 先 株式会社相場商店 ・納 期 令和7年3月14日まで ・主要諸元 条 件 小型動力ポンプ積載車 数 量 5台 全 長 3,400mm以下 全 幅 1,480mm以下 乗車定員 4名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
19	消防ポンプ自動車を買い入れる件	<p>○消防ポンプ自動車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 ・契約金額 54,230,000円 ・契 約 先 猿田興業株式会社 ・納 期 令和7年3月14日まで ・主要諸元 条 件 消防ポンプ自動車CD-I型 全 長 6,000mm以下 全 幅 2,000mm以下 乗車定員 5名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
20	救急自動車を買い入れる件	<p>○救急自動車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市土崎港西四丁目2番10号 土崎消防署 ・契約金額 24,200,000円

		<ul style="list-style-type: none"> ・契約先 株式会社相場商店 ・納期 令和7年3月21日まで ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条件 高規格救急自動車 全長 5,800mm以下 全幅 2,050mm以下 乗車定員 7名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
21	救急自動車を購入入れる件	<p>○救急自動車を購入入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市東通六丁目16番16号 城東消防署 ・契約金額 24,200,000円 ・契約先 株式会社相場商店 ・納期 令和7年3月21日まで ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条件 高規格救急自動車 全長 5,800mm以下 全幅 2,050mm以下 乗車定員 7名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
「 予算案 」 3件		
22	令和6年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件	<p>○資料別紙</p>
23	令和6年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件	
24	令和6年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件	